

公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を千葉県市川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、食品科学等に関する研究等の推進を通じて、食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 米麦その他の主要食糧等を原料とする食品の生産・加工・流通及び食品科学等に関する研究に従事する研究者及び研究グループに対する助成
- (2) 前号に掲げる研究に関する国際交流に対する助成及び海外からの留学生に対する助成
- (3) 米麦その他の主要食糧等を原料とする食品の生産・加工・流通及び食品科学等に関する研究又は技術開発に優れた業績が認められる研究者又は研究グループの表彰
- (4) 以下の分野において本財団が指定する課題に取り組む研究者、研究グループ、団体等が行う研究、普及啓発活動等に対する助成
 - イ 食品産業の発展にとって必要な食品科学等の研究
 - ロ 高齢化社会等の課題に対応した国民の食生活向上、健康の増進を図るための食品科学等の研究及びその成果の普及啓発活動等
 - ハ 食品科学等の普及啓発活動等

- ニ 食文化の向上に寄与する研究、普及啓発活動等
 - ホ 食品企業の経営に関連する研究、普及啓発活動等
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産を本財団の基本財産とする。
- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

- 第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第7条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。
- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲り受けをしようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 本財団に評議員5名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から195条の規定に従い、評議員会にお

いて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

- 3 評議員会長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

- 第 13 条 評議員は評議員会を構成し、第 17 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。
- 2 評議員会長は、評議員会の議長をつとめる。

(任期)

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに評議員に選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 15 条 評議員には、職務執行の対価として、報酬を支給することができるものとする。その額は、毎年度 200 万円を超えないものとする。
- 2 前項とは別に、評議員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 評議員の報酬等の支給の基準
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給の基準

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては理事会の決議によって定められた第 19 条第 4 項に掲げる当該評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、法人法第 191 条第 1 項又は第 2 項に規定する者の選任については、この限りではない。

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長が招集し、理事長及び副理事長に事故あるときは、各理事が招集する。
- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 理事長は評議員に対して、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 5 日前までに招集の通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員の報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選定された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(種類及び定数)

第25条 本財団に次の役員を置く

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事長が欠けた場合は、理事会を開催して、新たな理事長を選定する。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接した関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 監事には、本財団の理事及び評議員並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。
- 4 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上の自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実が認められときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員 of 補欠として選任された役員 of 任期は、退任した役員 of 任期の満了する時までとする。
- 4 任期中に増員により選任された理事 of 任期は現任理事 of 任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 31 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項とは別に、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 7 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に附すべき事項の決定
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 株主権の行使

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(株主権の行使)

第 34 条 本財団の保有する株式について、その株式の発行会社に対して、株主として権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。ただし、次の事項については理事会の決議を必要としない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主宛配布書類の受領

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、定例理事会として年 2 回開催するほか、臨時理事会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長が招集し、理事長及び副理事長に事故あるときは、各理事が招集する。

- 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対して理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 5 日前までに招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手

続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認は特別の利害関係を有する理事を除く 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、株主権の行使については第 34 条の定めによる。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(理事会運営規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 顧問及び委員会

(顧問)

第 43 条 本財団に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長の相談に応じ、また理事会からの諮問に参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問には、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 6 前項とは別に、顧問にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 7 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。

(委員会)

第 44 条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 学術研究助成選考委員会
 - (2) 飯島藤十郎記念食品科学賞等選考委員会
 - (3) 特定課題研究等選考委員会
 - (4) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会の委員は理事会が選任し理事長が委嘱する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第 9 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 12 条についても適用する。

(解散)

第 46 条 本財団は、基本財産の減失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 47 条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、

評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 48 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

（設置等）

第 49 条 本財団の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第 12 章 補 則

（委任）

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
飯島延浩 飯島茂彰 岩元睦夫 木村修一
畑江敬子 弘中徹 吉田友明
- 4 本財団の最初の理事長は飯島幹雄とし、最初の副理事長は上野川修一、最初の常務理事は紺野邦昭とする。